

送付物イメージ

・資格情報のお知らせ

UBSO1健康保険組合
 (保険者番号)06139999
 東京都中央区 堀留町9番9号
 03-1294-1294

加古川本人 00000055 様
(101- 55)

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診することはできません。

記号	101	番号	55
		(枝番)	00
氏名	加古川本人 00000055		
フリガナ	カゴ川 本人 00000055		
資格取得年月日	令和6年12月1日		
交付年月日	令和6年12月2日		
保険者名	UBSO1健康保険組合		

70歳以上の方

負担割合	2割
発効年月日	令和6年12月1日
有効期限	令和11年10月23日

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで発行いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで発行いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和6年12月2日 発行

UBSO1健康保険組合
(保険者番号)06139999

記号	101	番号	55
		(枝番)	00
氏名	加古川本人 00000055		

70歳以上の方

負担割合	2割
発効年月日	令和6年12月1日
有効期限	令和11年10月23日

受診の際にはマイナ保険証が合わせて必要です

・ご案内（両面）

資格情報のお知らせが届いた加入者様へ

①、②をご確認のうえ大切に保管してください

① 資格情報のお知らせとは・・

- 資格情報のお知らせは、保険給付の申請時に用いる『記号・番号・枝番』をお知らせする通知です。
- 資格情報のお知らせで、医療機関等の窓口でマイナ保険証の読み取りができないなど例外的な場合にマイナバーカードと共に提示することで保険診療を受けることができます。
通知の右下のカードを切り離して携帯いただきますようお願いいたします。ただし、スマートフォンなどをお持ちの場合は、端末にマイナポータルから『医療保険の資格情報』をダウンロードしておくことで代用可能です。
(詳細は、留意点②のフローチャートでご確認ください。)
- 資格情報のお知らせは、加入者様の資格情報の登録が完了し、マイナ保険証での受診が可能となったことをお知らせする通知です。 ※マイナ保険証を利用するには保険証の利用登録が必要です

② 取扱いにあたっての留意点

- 以下、フローチャートに則って、マイナ保険証が使えない場合に備えてください。

ステップ1

マイナバーカードとスマホを持っている

Yes

【お願い】
マイナポータルの資格情報画面をスマホにダウンロードしてください。

➢ ダウンロードするためには、マイナ保険証の利用登録の手続きが必要です。資格情報のお知らせに記載されている二次元コードから④マイナポータルにログイン> ⑤健康保険証を選択> ⑥端末に保存ボタンを押下> ⑦医療保険の資格情報1をダウンロードしてください。

ステップ2

マイナバーカードは持っているが、スマホは持っていない

Yes

【お願い】
資格情報のお知らせ（通知の右下を切り取ったもの）をマイナバーカードと一緒に携帯してください。

➢ 切り取った資格情報のお知らせを紛失・き損した場合は、健康保険組合にご連絡ください。



【問い合わせ先】:JAST健康保険組合 06-4560-1008

マイナバーカードをお持ちの加入者様へ

マイナ保険証で医療機関を受診しましょう

マイナ保険証とは、マイナバーカードを健康保険証として利用できるよう、登録したものです。(手続きはご自身で行います)

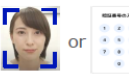
① マイナ保険証を利用した医療機関等の窓口での受付の仕方

①カード読み取り



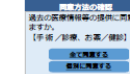
マイナバーカードをリーダーに入れる

②本人確認



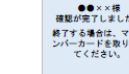
顔認証または暗証番号の入力を行います

③同意



同意方法の確認
読み取り中の画面に同意しますか?
【承諾/同意】 【拒否/拒否】
拒否を選択すると、医師・薬剤師に提供することが選択

④完了



●××君
確認が完了しました。
終了する場合は、マイナバーカードを取り出しください。

受付完了後にリーダーからカードを取って終了

※医療機関等の窓口で、職員の方の指示があればさらに従ってください。

① 万が一、リーダーの故障等で資格が確認できない場合は以下の方法で確認することとなり、以下の提示ができれば保険診療が可能です。
①「マイナ保険証」+「マイナポータルの資格情報の画面提示」(ダウンロードしたPDFを) または健康保険組合から通知された「資格情報のお知らせ」(裏面 前置事項2もご参照ください)
②「マイナ保険証」+「医療保険者資格中立的書」(医療機関等窓口に記載する用紙)

② マイナ保険証を利用し続けるための注意事項

① マイナバーカードは必ず更新手続きをしましょう

マイナバーカードには、ICチップに電子証明書5年の有効期限が設定されています。有効期限経過後、3か月後の末日には証明書が無効となり、マイナ保険証としても利用ができなくなります。
有効期限内には、自治体から「有効期限満了通知書」が届きますので必ず更新を行いましょう。

② 転居時はマイナバーカードを持って速やかに自治体に手続きをしましょう

転入・転出時には自治体に届出を行います。併せてマイナバーカードも窓口へ提出する必要があります。
以下の場合には、住民票の削除が行われるためマイナ保険証として利用ができなくなります。
Ⅰ 転入の届出をしないまま転出予定日を30日経過した場合
Ⅱ 実際に転入した日から14日経過した場合
また、次の場合には、マイナバーカードが無効となりマイナ保険証として利用ができなくなります。
・ 転入の届出をしてから90日を経過した場合(転入届を提出も、転入日から90日以内にマイナバーカードの継続利用の手続きを行わなかった場合)

③ マイナバーカードを紛失したら自治体で再交付を受けましょう

マイナバーカードを紛失した場合、マイナバー総合サイトでカードの一時停止ができます。再発行については、お住まいの自治体へお問い合わせください。
併せて事業主へ「滅失・き損 兼 資格確認書(再) 交付申請書」をご提出ください。

④ 国外転出時は自治体に手続きをしましょう

国外転出予定日の前日までに「マイナバーカード及び個人番号カード国外継続利用申請書」の提出を行いましょう。手続きを国外転出予定日の前日までにに行わないまま国外転出をすると、マイナバーカードは国外転出予定日に失効します。
なお、手続き後は、国外転出者向けマイナバーカードとして手元に返却され、国外転出後も利用可能となります。